

## 静岡市生活支援体制整備業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

葵区、駿河区、清水区（以下「区ごと」という。）に区域生活支援コーディネーター（以下「区域コーディネーター」という。）と日常生活圏域ごとに日常生活圏域生活支援コーディネーター（以下「日常生活圏域コーディネーター」という。）を配置し、生活支援・介護予防サービスの担い手の養成、多様な主体間の定期的な情報共有の場となる区域協議体、日常生活圏域協議体の運営及び、地域の支援ニーズと生活支援・介護予防サービスのマッチング等の業務を行うことにより、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進することを目的とします。生活支援体制整備業務を実施する事業者を公正かつ公平に選定するため、プロポーザル（企画提案）方式により募集します。

### 2 業務の概要

#### （1）業務名

令和8年度 保地委第31号 静岡市生活支援体制整備業務

#### （2）業務内容

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第2項第3号ロに規定する業務等とします。

業務内容は別紙2「静岡市生活支援体制整備業務委託仕様書」中5及び6を確認してください。

#### （3）委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

#### （4）契約上限額

年額 100,176,000円（非課税）

#### （5）支払方法

指定口座への振込（委託業務完了報告書及び請求書を受理後してから30日以内）

### 3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行（徴収）日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

- （1）生活支援体制整備事業を過去に受託した実績がある者、又は、高齢者福祉に関する相談業務（地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所における業務）を週5日以上、かつ、1年（公募開始日前日から起算して過去1年）以上の期間にわたり実施した実績のある者。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （4）暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同

様の事情にある者を含む。以下同じ。) 及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。

- (5) 静岡市入札参加停止等措置要綱(平成24年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (6) 直近の1年間において、市税(静岡市に納税義務があるもの)、法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないこと。

#### 4 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
質問受付	令和7年3月4日(水) 正午まで	質問票【様式4】に記載の上、電子メールで提出してください。電話・ファックス等での質疑応答は行いませんので御注意ください。
質問回答	令和7年3月6日(金)中	電子メールにて参加者全員への回答もしくは静岡市ホームページに掲載。 個別に回答しません。
プロポーザル参加申請書 及び企画提案書(添付書類 一式を含む。)提出期限	令和7年3月10日(火)17時 土日を除く8時30分から 17時まで	持参してください。 提出場所:静岡市地域包括ケア推進課 (静岡市役所静岡庁舎14階)
選考	令和7年3月12日(木)	「8 選考について」に記載のとおり。
選定結果の通知	令和7年3月18日(水)以降	応募者すべてに通知します。
契約候補者とならない者が 説明を求めたときの説明要 求期限	令和8年3月24日(火)17時	
説明要求に対する回答	令和8年3月27日(金)17時	

※選定結果等について問合せには応じられませんので御了承ください。

#### 5 提出書類等

- (1) プロポーザル参加申請書【様式1】(1部)

- (2) 会社概要書【様式2】(1部)

※地域福祉及び高齢者福祉に関する相談実績がわかる資料、かつ、事業概要のわかる資料(事業実績書及び会社パンフレット等)を添付してください。

- (3) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式3】(1部)

- (4) 企画提案書【任意様式】(紙媒体6部(正本1部及び副本5部))

- (5) 商業登記簿謄本(1部)※コピー可

- (6) 法人の財務状況に関する書類(貸借対照表、損益計算書(直近1年分))(1部)

- (7) 納税証明書(申請日前3ヶ月以内に証明されたもの)(1部ずつ)※コピー可

ア 国税:「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書

イ 市税:静岡市に納税義務のある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書

## 6 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成してください。

### (1) 書式等

- ア 用紙サイズはA4版を基本とし、縦横どちらでも構いません。
- イ 企画提案書は紙媒体6部（正本1部及び副本5部）を提出してください。
- ウ 文字サイズは10.5ポイント以上としてください。
- エ 企画提案書の内容から、企業・団体名が判明・特定できないよう、必要な処置を講じてください。
- オ 企画提案書のページ制限はありませんが、基本的な考え方を簡潔にまとめてください。
- カ 散逸しないような形で綴ってください。

### (2) 記載項目

- ア 別紙1「静岡市生活支援体制整備業務委託事業者評価基準」の「審査項目」に沿って提案書に記載してください。
- イ 独自提案  
本業務を受託するにあたり、地域の特性や地域課題を踏まえた独自かつ具体的な提案で、より効果的に事業を遂行するために仕様書に記載の内容以外に追加したい事項について、その提案内容を導入することに伴う効果と併せて記載してください。

### (3) 注意事項等

- ア 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載してください。
- イ 作成に当たっては、図やイラスト、サンプル画像を掲載する等、可能な限り審査員がイメージしやすいよう工夫してください。
- ウ 本企画提案は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行に当たっては、発注者と協議して決定することとなるので留意してください。
- エ 提出書類作成に係る費用は、応募者の負担とします。
- オ 企画提案書等の書類は、返却しません。
- カ 企画提案書等の書類は、当業務の事業者の選定に用いるほか、当該業務を実施するための資料としてのみ取り扱います。
- キ 提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することができます。
- ク 提出期限以降における関係書類の差替えや再提出は認めません。
- ケ 提出書類は契約予定者選定の目的以外に使用しません。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。

## 7 書類の提出方法、提出先及び提出期限

プロポーザル参加申請書、企画提案書及びその他書類は次のとおり提出してください。

### (1) 提出方法 直接持参してください。郵送、時間外及び期間外の提出は受け付けません。

書類の確認を行うため、提出に際しては事前に電話で予約の上、担当あて持参してください。

### (2) 提出先 静岡市保健福祉長寿局 地域支え合い推進部

地域包括ケア推進課 地域支援係（静岡市役所静岡庁舎14階）

（3）提出期限 令和7年3月10日（火）17時まで

（4）提出部数

ア 企画提案書 紙媒体6部

イ プロポーザル参加 申請書及びその他書類 紙媒体1部

## 8 選考について

「静岡市生活支援体制整備業務公募型プロポーザル選定審査会」を設置し、評価基準に沿って、応募書類審査及びヒアリング審査を行い、受託法人の選定を行います。

（1）ヒアリング審査の実施方法

ア 出席者は1応募法人あたり3人以内とし、コンサルタント等、応募法人の職員でない者の参加は認めません。

イ 応募書類の内容に沿って、プレゼンテーションを行い、質疑応答を行います。基本的に応募書類以外の説明資料を追加する必要はありません。

ウ ヒアリング審査の具体的な日時・場所については、別途通知いたします。

（2）選定基準

受託候補者の選定については、応募要件を満たす者のうち、全委員の合計得点が満点の5割以上であり、かつ、全ての委員の評価項目において0点がない応募者を候補者対象とし、複数が対象となった場合は合計得点による順位付けで最高得点者を候補者に選定するものとします。

なお、最高得点者が複数いる場合は、選定委員の多数決により決定するものとします。

（3）評価基準

別紙1「静岡市生活支援体制整備業務委託事業者 評価基準」のとおり。

## 9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

（1）提出すべき書類に不足があった場合

（2）提出書類に虚偽の記載があった場合

（3）審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

（4）その他その書面に示された条件に適合しない場合

## 10 契約方法

（1）プロポーザル審査会において委託候補者の選定後、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、応募者より見積書を徴し、予算の範囲内で単独随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）により契約を締結するものとします。

（2）なお、前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の応募者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。

## 11 その他

（1）企画提案書等を提出した後に辞退する際は、辞退届【様式5】を提出してください。

（2）再委託は原則禁止とします。

(3) 当該委託にかかる令和8年度予算の議案議決が得られない場合は、契約手続きを中止します。

## 12 問い合わせ

静岡市保健福祉長寿局 地域支え合い推進部 地域包括ケア推進課 地域支援係

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所静岡庁舎14階

電話 054-221-1203 FAX 054-221-1577

E-mail chiikikea@city.shizuoka.lg.jp